

知的財産戦略本部会合(第10回)

「知的財産推進計画 2005」 策定に向けて

2005年04月26日

キヤノン株式会社
代表取締役社長

御手洗 富士夫

日本の産業競争力強化の視点から

(1) 「グローバルな課題」への取組強化

- * **技術流出防止**
- * 世界特許の実現
- * 国際標準に関連する知財権の取扱ルールの整備
- * 模倣品対策の一層の推進

(2) 知の創造分野(大学への期待)

- * 魅力ある大学、特色ある大学への取組
- * 企業へのスムーズな技術移転、共同研究

(3) 現在までの各活動の成果を評価し、 今後の活動への指針として活用

- * 審査の迅速化
- * 大学からの海外出願状況



世界市場で保護されるのは、これのみ

グローバルな
インターネット社会では、
いつでもどこでも情報
収集可能

出願公開により、
毎年30万件以上の
技術が、全世界に
タダで提供されている

製品技術や生産技術は
中国・韓国・台湾メーカー
にとって有益な情報源

- ・検証性が困難な生産・製造方法
- ・ノウハウ

できる限り出願しない



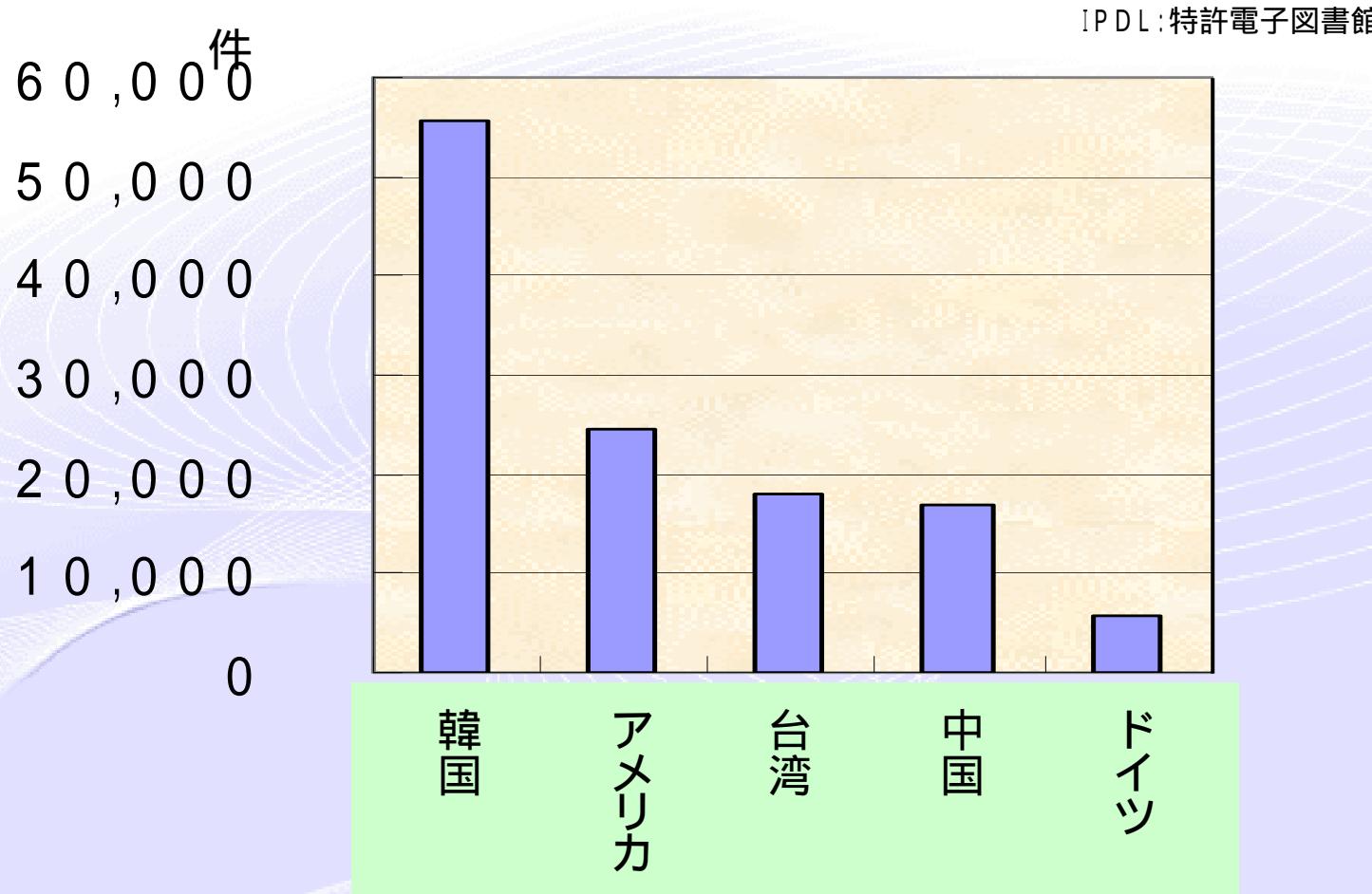
他社が出願・権利化した時の恐怖心

- ・防衛として大量に特許出願している
技術流出

生産・製造関連特許出願(04年 公開公報ベース)

- | | |
|----------------------|-------------|
| ・全公開件数 | 約36万件 |
| ・生産・製造関連件数 | 約 5万件(約13%) |
| ・[生産・製造方法]が記述されている件数 | 約15万件(40%強) |

IPDLへの海外からの特実文献検索DBアクセス件数【ページビューベース】
(日本国内からのアクセスは除く: 2004年7月21日のサンプル調査による)



先使用権とは

特許権を得た特許発明と同一の発明をその出願前から実施している者に対して与えられる使用権のこと。

問題点1 =連結対象の子会社への保護拡大=

他社出願前から、親会社で実施している「ノウハウ」は、子会社でも自由に実施出来るようにならるべき

問題点 2 = 各国毎に法律が異なる =

- ・日本：特許法第79条（先使用による通常実施権）
- ・韓国：特許法第103条（先使用による通常実施権）
- ・中国：特許法第63条2項（特許権の効力の及ばない範囲）

中国法は、日本・韓国法と異なる

・中国特許法第63条2項

特許出願日前に既に同一の製品を製造し、同一の方法を実施し、
又は既に製造、実施に必要な準備していて、**且つ従前の
範囲に限って**、その製造又は実施を**継続**する場合。

問題点 3 =【先使用】の立証=

【公証制度の活用】

(1) 立証のためにどれだけの証拠物件が必要か？

* 工場での実施証明

生産数量データ、 設計図、 工程図
開発経緯資料...

* 材料等の経時変化への対応？

(2) 実施形態が変化したとき、

保護される変化の程度が不明確

先使用权で生産・製造方法、ノウハウが
保護されれば

大量出願による技術流出が抑制される
出願費用等の節約になる